

# 分収林地を含む森林管理のあり方に関する報告書 (ダイジェスト版)

令和7年(2025年)2月

分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会

# 分収林地を含む森林管理のあり方に関する報告書の構成

## はじめに

### 1 現況と推進方針

- (1) 森林の現況
- (2) 「ひょうご農林水産ビジョン2030」に掲げる森林管理の推進方針

### 2 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

- (1) 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた方向性
- (2) 【論点1】 公益的機能を維持するための森林整備手法
- (3) 【論点2】 新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

### 3 新たな森林管理スキームへの移行

- (1) 基本的な考え方（新たな森林管理スキームへの移行）
- (2) 【支援施策①】 公益的機能を維持するための保育林の森林整備手法
- (3) 【支援施策②】 新たな管理主体への円滑な移行
- (4) その他取り組むべき課題

### 4 まとめ（分収林地を含む森林管理の今後のあり方に対する意見）

- (1) 森林整備手法の確立
- (2) 森林管理手法の確立
- (3) 森林・林業の未来に向けて一多様で健全な森林を次代につなぐ一

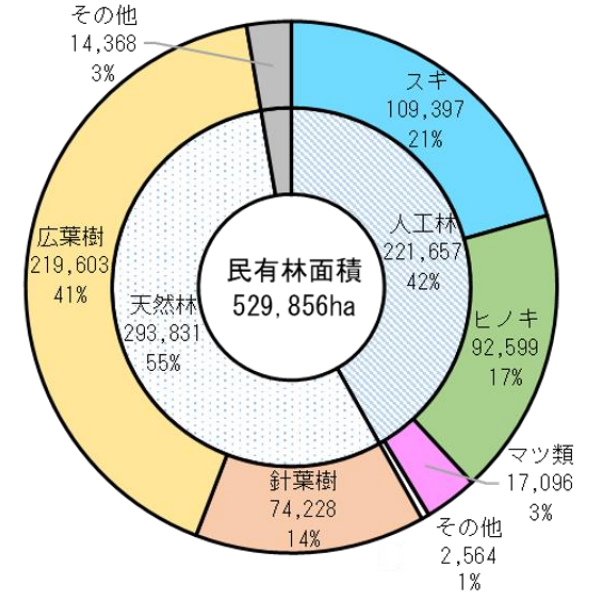
## おわりに

# 1 現況と推進方針

## (1) 森林の現況

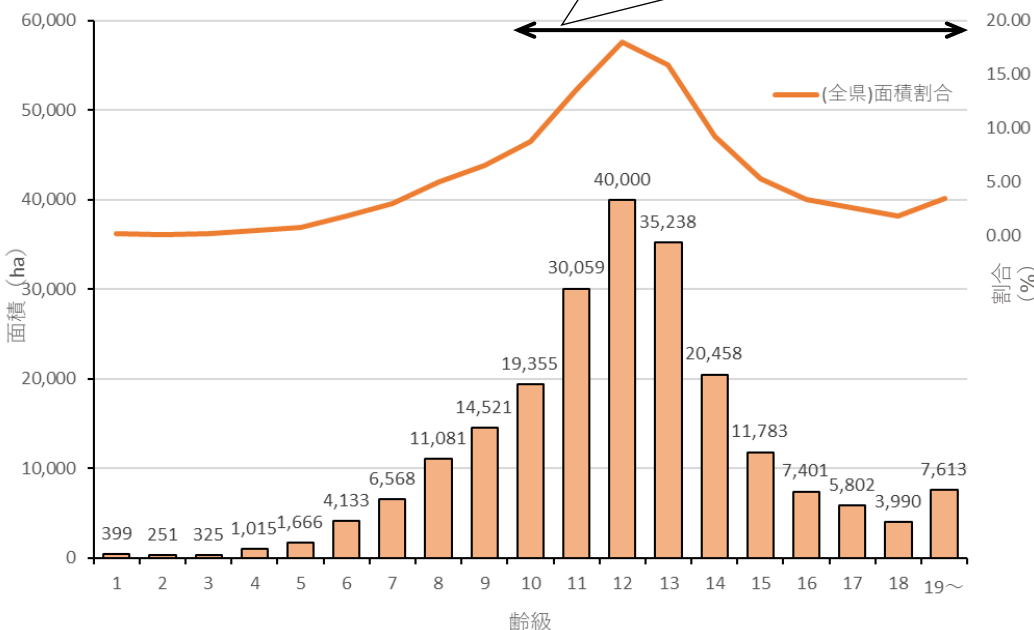
- ・ 県内の民有林のうち人工林面積は42%を占める。
- ・ 伐採して利用可能な46年生以上が82%を占め県内のほとんどの森林が伐期を迎えている。
- ・ 分収林契約面積は契約除地等を除いた21,735ha（県内の民有人工林の約1割）あり、（公社）ひょうご農林機構が管理している。
- ・ 分収林契約地の人工林のうち約6割が46年生（10齢級）以上で伐期を迎えている。
- ・ これまで分収林契約地内では、台風等の災害が県内に発生した際も、大規模な被害は確認されておらず、土砂流出防止等の公益的機能が適正に発揮されてきた。

< 県内民有林の樹種別面積 >

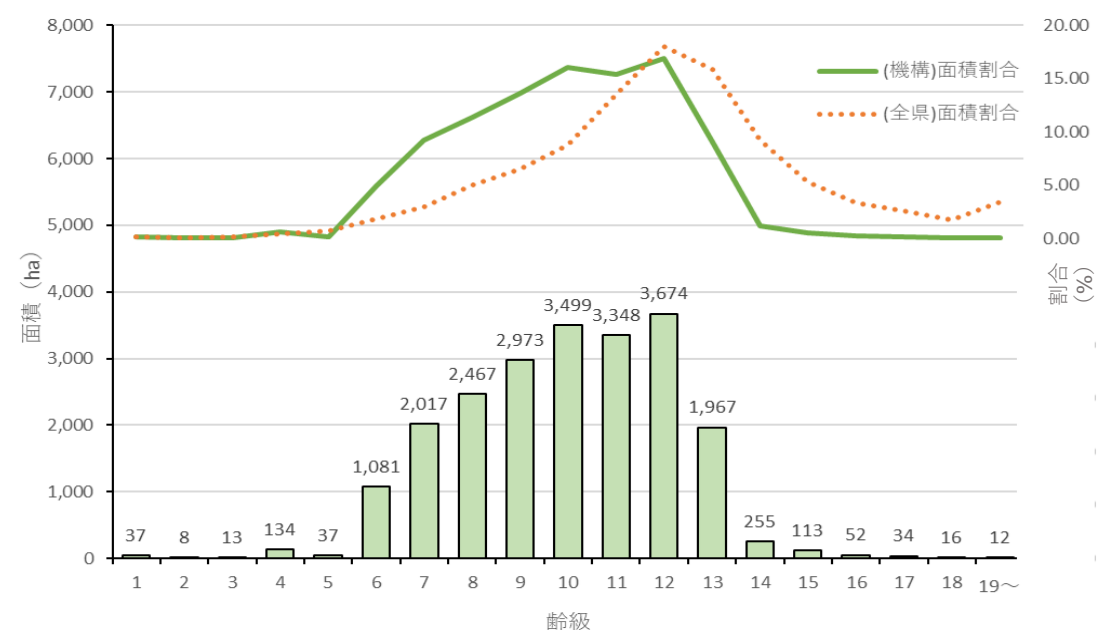


< 県内民有林のうち人工林の齢級構成 >

46年生以上が約8割



< 分収契約地における人工林の齢級構成 >



## 1 現況と推進方針

## (2) 「ひょうご農林水産ビジョン2030」に掲げる森林管理の推進方針

- ・多様性に富み、恒常的に健全な森林を維持するため、林業経営に適した人工林は間伐や主伐・再造林を計画的に行い、適正な森林整備と木材生産を通じた森林資源の循環利用を推進する。
- ・奥地等条件不利地にある人工林など林業経営に適さない森林では、公益的機能の高度な発揮に向け、間伐や針広混交林化を推進する。

<多様で健全なひょうごの森林>

森林ボランティアの育成や企業の森づくりによる多様な主体による森づくり活動を推進します。

森づくりイベントなどを通して、**里山**を守り育てる活動を促進します。

土石流や流木の発生する危険性が高い人工林では、森林の防災機能の強化を図る**災害に強い森づくり**を推進します。

公共施設において県産木材を率先して利用するとともに、**オフィスや店舗、福祉・介護分野**などにおける県産木材利用を推進します。



条件不利地にある人工林は、将来的に広葉樹の天然更新を取り入れるなど、**針広混交林**へ誘導します。

「森林経営計画制度」と「森林経営管理制度」により人工林管理を推進

林業経営に適した人工林では、**資源の循環利用**を推進する森林として、利用間伐や主伐・再造林等による原木生産が効率的かつ計画的に推進します。

木造住宅における県産木材のシェア拡大や、内装材、造作材への県産木材製品の活用を推進します



## 2 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

### (1) 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた方向性

**< 森林区分に応じた森林管理の基本方針（案） >**

**伐採林 3,200ha**

- ・ 簿価回収できず、伐採収益あり
- ・ 人工林資源の循環利用を基本



**保育林 13,800ha**

- ・ 簿価回収できず、伐採収益なし
- ・ 強度の切捨間伐→豊かな下層植生のある森林



**自然林 5,000ha**

- ・ 除地協定締結により施業対象外へ
- ・ 造林木の大半が枯損→広葉樹林の形成



↓

①伐採林が含まれる契約地は、民間活力を活用しながら、木材生産機能に加え公益的機能発揮のため、保育林、自然林を含めた3区分の一体管理を実施

②伐採林を含まない契約地は、公益的機能を維持するため、公的管理による必要最低限の施業を実施

**< 想定される新たな森林管理スキーム（案） >**

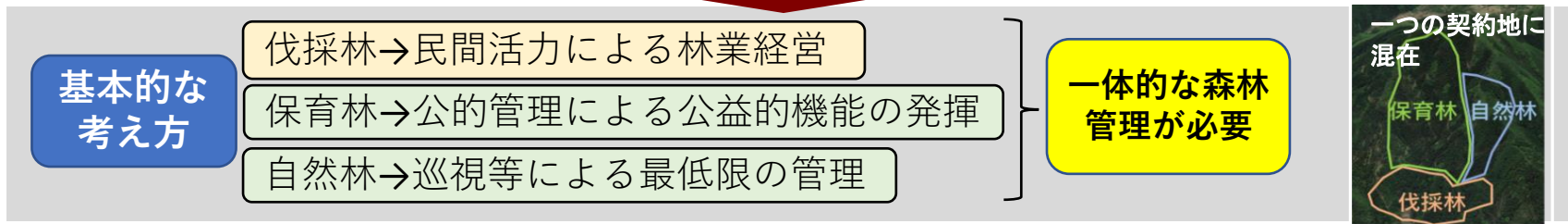
市町有林	解約のうえ市町管理に移行	
市町有林以外	伐採林を含む契約地	解約のうえ林業事業者等の管理に移行
	伐採林を含まない契約地	解約のうえ市町等管理に移行

↓

③市町等に管理主体を委ねる際は、その理解・協力が前提となり、受入れやすい環境整備が必要

④新たな管理主体が見つからない場合も考えられ、県関与も含めた検討が引き続き必要

⑤機構職員が培ってきた分収造林地の経験や知識等が、将来にわたって適切に受け継がれることが必要



**論点①** 確実かつ長期的に**公益的機能を維持するための森林整備手法**の検討が必要

**論点②** **新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策**の検討が必要

## 2 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

### (2) 【論点1】公益的機能を維持するための森林整備手法

[ 森林区分 ]

[ 分収林区分 ]



## 2 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

## (3) 【論点2】新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

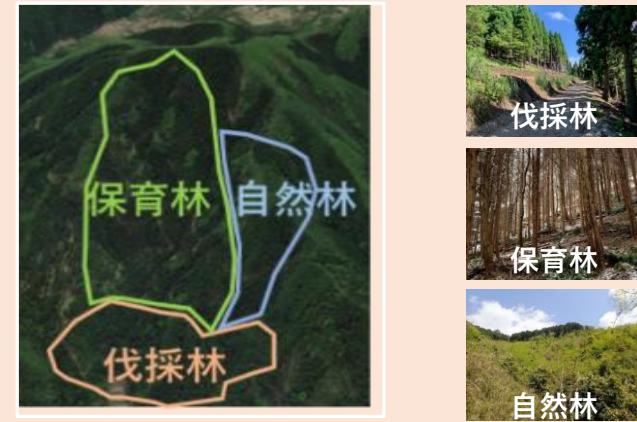
## 一体的管理が可能な管理主体

伐採林を含まない契約地  
(876契約、13千ha)

新たな管理主体（報告書提言）  
**市町**

## (1) 森林整備に関する業務

- ・森林環境譲与税を活用した市町単独事業
- ・市町村森林整備計画の策定
- ・伐採および伐採後の造林の届出等の制度 等

伐採林を含む契約地  
(377契約地、9千ha)

新たな管理主体（報告書提言）  
**林業事業者**

## (1) 森林組合（17組合）

- 事業区域として県内森林面積の65%をカバーする森林整備の中心的な団体
- ・林業就業者の44%、335人を雇用

## (2) 素材生産事業者（101社）

- 原木生産等を請け負う民間事業者
- ・21社が「意欲と能力のある林業経営体」として登録されており、地域林業の一翼を担う



## 2 「分収造林事業のあり方検討に関する報告書」を踏まえた今後の森林管理の論点と課題

## (3) 【論点2】新たな管理主体への円滑な移行に向けた支援施策

一体的、永続的な  
管理が必要

**主な森林所有者の意見＝自ら管理することは困難**  
「高齢化・過疎化が進む中、地元が管理することは困難」  
「管理をしてくれる者がいないと防災上の懸念がある」

伐採林を含まない契約地

伐採林を含む契約地

公的な管理を希望  
(林業事業者による管理が困難等)

林業事業者への経営委託を希望

- 1 管理主体：市町
- 2 活用制度：森林経営管理制度（森林経営管理法）
- 3 メリット
  - ・ 市町による長期的な管理が可能
- 4 問題点
  - ・ 森林の専門職員がおらず、財源も限られる中で、管理制度の運用業務が増大  
⇒ 市町が新たな森林管理を受け入れにくい状況

- 1 管理主体：林業事業者
- 2 活用制度：森林経営計画制度（森林法）
- 3 メリット
  - ・ 所有者、事業者の柔軟な経営活動が可能
- 4 問題点
  - ・ 林業事業者は一定の利益の確保を優先せざるを得ない  
⇒ 保育林を含めた一体管理が不十分となる懸念

市町への森林管理業務支援が必要

保育林の整備を促す支援が必要

課題



### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (1) 基本的な考え方

**森林経営計画制度**と**森林経営管理制度**を2軸とした人工林管理への移行

分収林制度（事実上破綻）→ 契約期間満了（2031～2091）で終了

管理主体：(公社)ひょうご農林機構

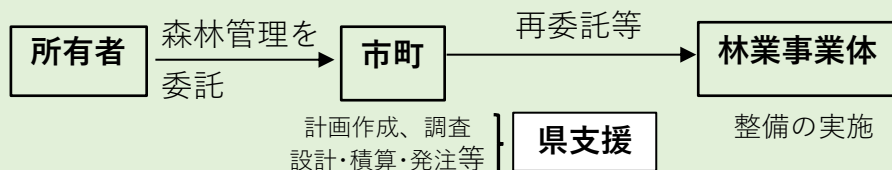
市町・林業事業者による管理の根拠となる制度

#### 森林経営管理制度

管理主体：市町 推進支援：県・機構  
対象森林：主に保育林

##### (1) 制度概要

森林所有者自らが森林管理を行うこと（林業事業者への委託を含む）ができない場合、市町が森林管理の委託を受ける制度（根拠：森林経営管理法）



##### (2) 計画の概要

- ・間伐、主伐等の長期にわたる森林整備計画（計画期間：制限なし）

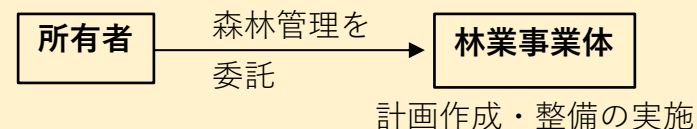
**【課題】市町への森林管理業務支援が必要**

#### 森林経営計画制度

管理主体：林業事業者 推進支援：県・機構  
対象森林：主に伐採林を含む森林

##### (1) 制度概要

森林所有者から経営の委託を受けた林業事業者が、合理的な森林経営計画を作成し、市町長の認定を受けて整備を進める制度（根拠：森林法）



##### (2) 計画の概要

- ・40年以上先を見据えた森林経営の基本方針を作成
- ・間伐・主伐等の森林整備計画（計画期間：5年間）

### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (2) 【支援施策①】公益的機能を維持するための保育林の森林整備手法

提言1-1 目標林型を定めたゾーニングが必要

提言1-2 ゾーニングに基づいた森林整備を進めていくことが必要

＜施策の方向性＞ 保育林の目標林型として針広混交林へ誘導するための施策を県が新設

#### (1) 森林整備方針

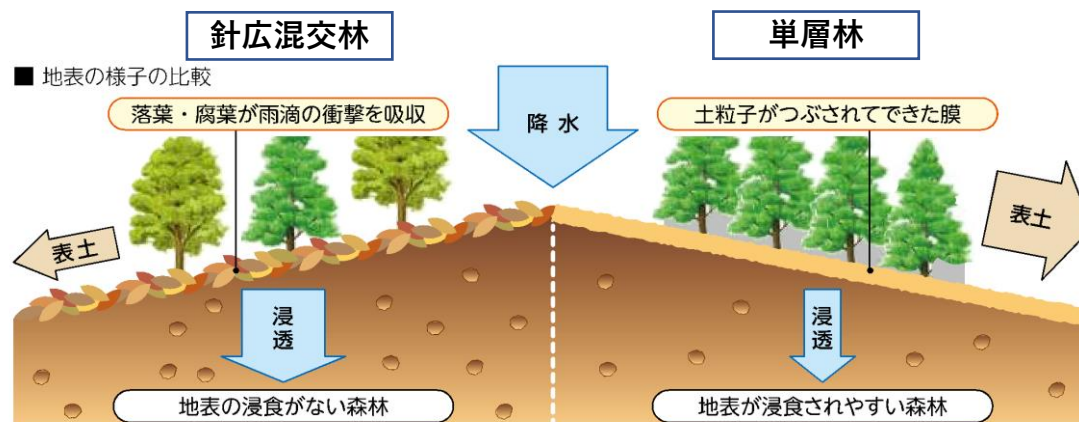
- ・ **重視する森林機能**：水土保全機能（土砂流出防備・保水等）を基本に、地域特性や現地の状況を踏まえ、**生物多様性保全**や**地球環境保全**（吸収源対策）などの公益的機能や花粉発生源対策も重視
- ・ **目標林型**：針広混交林を基本とする（過去の知見や将来の気候変動に留意して具体的な目標林型を決定）  
針葉樹と広葉樹で構成される複数樹種の森林。スギやヒノキの単層林に比べ以下の点に優れる。

##### ＜水土保全機能が高い＞

広葉樹の生育・侵入により、単層林に比べ樹齢・樹種が多様で、低木や草本等の下層植生が豊かになり、張り巡らされた根系で土壌の浸食や崩壊を防ぐ機能、保水力が高い。

##### ＜管理コストが低い＞

気象害を受けにくい。また、同じ樹種が近接しないため病虫害を受けにくく、管理が低コスト。



針広混交林と単層林の水土保全機能の比較 ※（公社）おかやまの森整備公社資料抜粋

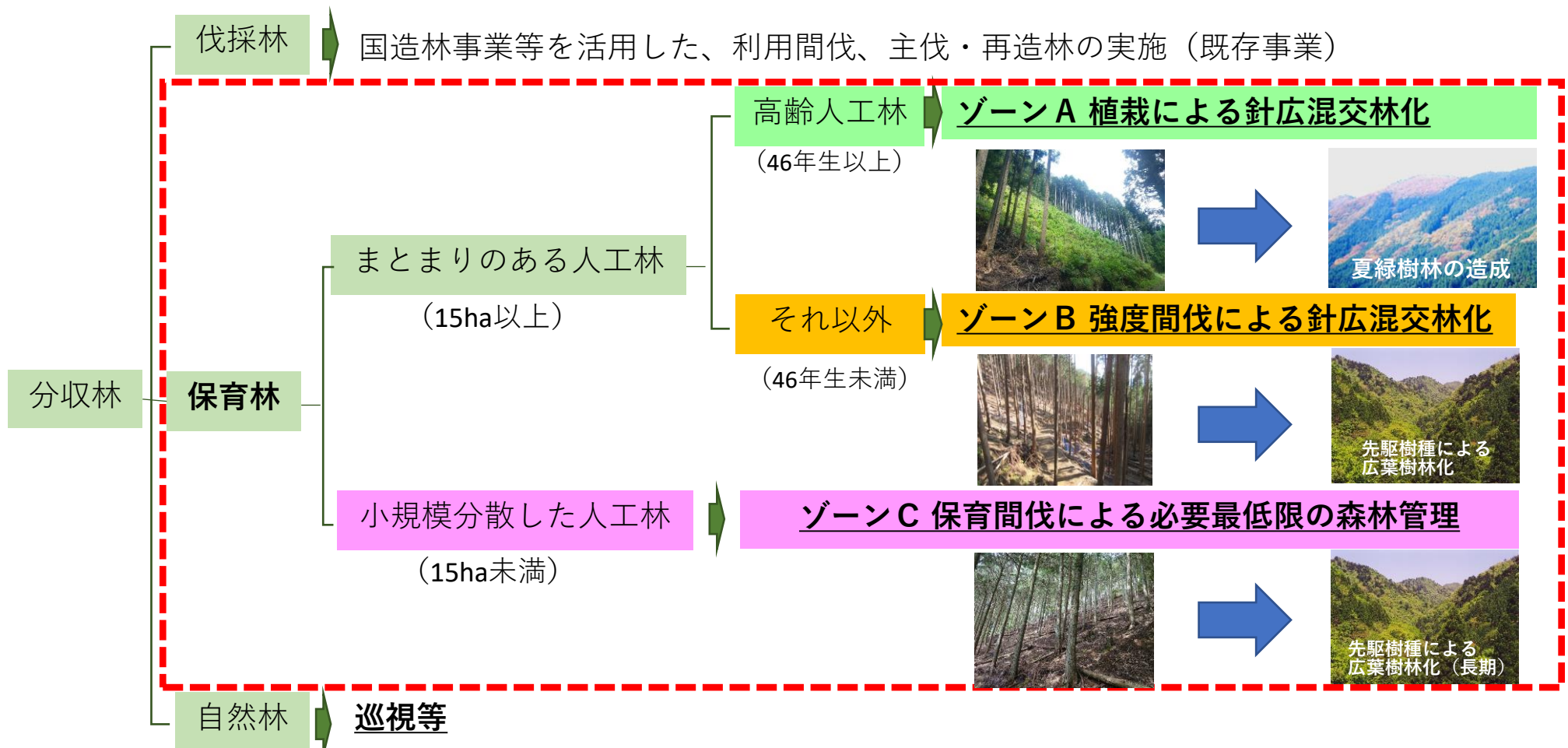
### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (2) 【支援施策①】公益的機能を維持するための保育林の森林整備手法

保育林は大面積に及ぶことから、地形や林況を踏まえたゾーニングに基づく効果的かつ低コストな管理を可能とする森林整備を実施

- 植栽して早期かつ確実に混交林化すべき区域（下記ゾーンA）
- 自然力を活かし中長期的に混交林化をめざす区域（下記ゾーンB,C）

#### < 保育林整備支援策（案）（ゾーン別） >

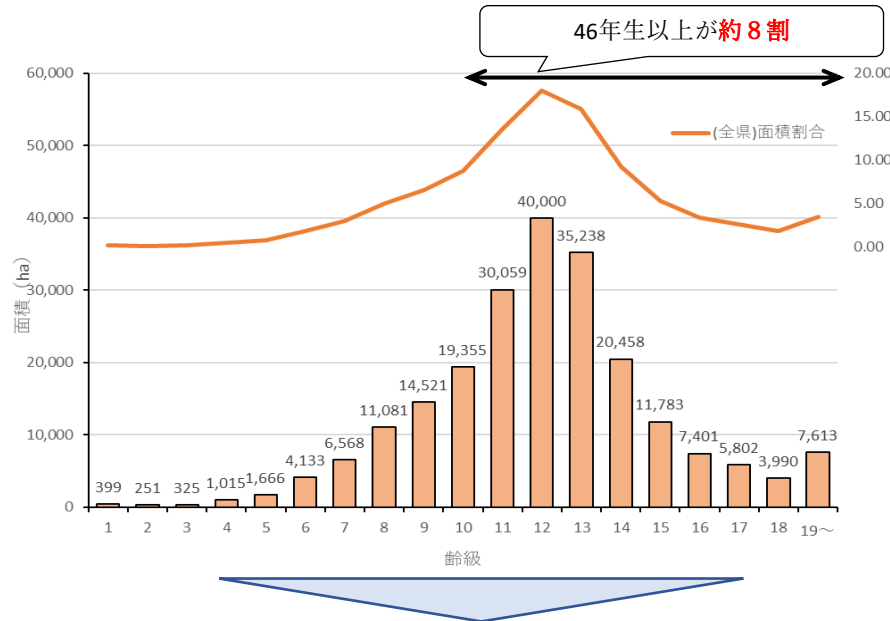




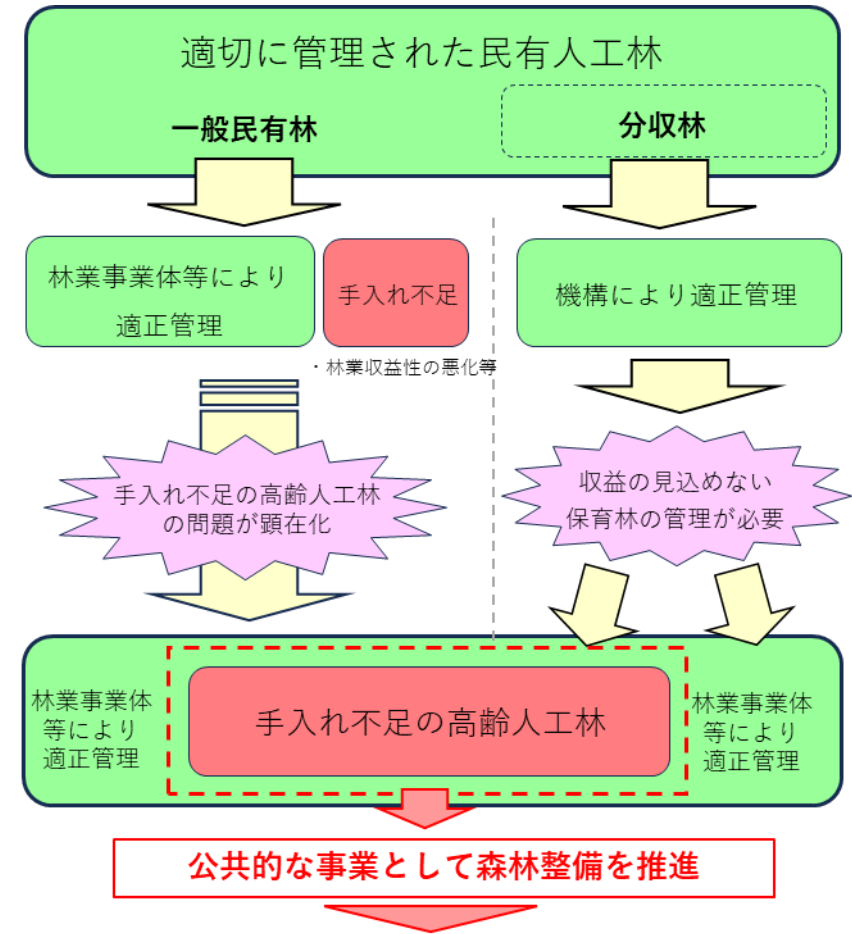
### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (2) 【支援施策①】公益的機能を維持するための保育林の森林整備手法

- ・ 県内の人工林の約 8 割が利用可能な伐期（46年生以上）に達しており、奥地等の条件不利地では、**手入れ不足の人工林が増加**
- ・ 針広混交林は、CO2固定機能が高く、動植物の生育にも適しており獣害被害の低減が見込めることに加え、花粉の発生量が少ないなど**都市部の県民にとっても恩恵**



#### 分収林地の課題は県内の人工林全体の課題



#### 人工林全体の課題として、県が主体的に森林整備を推進

- ・ 森林の公益的機能のより効果的な発揮を図るため、林班等を 1 単位として重視すべき森林機能を検討のうえ、**複数の目標林型を定めた整備計画 (ランドデザイン)** を作成し、面的に整備を実施
- ・ 人工林の公益的機能を高めようとする森林整備は、県民全体に恩恵
- ・ 多くの市町で森林管理に必要な人員やノウハウが不足していることを踏まえると、**県が責任を持って関与し森林整備を推進**

### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (3)【支援施策②】新たな管理主体への円滑な移行

#### 提言2 市町業務を担う森林管理のノウハウを持った人材の確保が必要

##### < 施策の方向性 > 市町の森林管理業務を県が支援

- ・市町が管理主体となる森林経営管理制度の推進にあたり、多くの市町では専門的な知識を持つ林野行政を担う職員が少なく、人員も限られていることから市町事務の負担となることが見込まれる。
- ・手入れ不足人工林の森林整備を公益的な事業として推進する体制が必要。



- ・農林機構職員の知識・経験を活かし、森林経営管理制度をワンストップで受託できる体制を構築
- ・解約後の森林管理をモデルとしてすすめ、将来的には県下人工林に波及
- ・手入れ不足人工林の管理・整理にあたり、県が主体的に関与

#### 森林管理ノウハウを活かして市町業務をワンストップで受託

##### 内 容 (案)

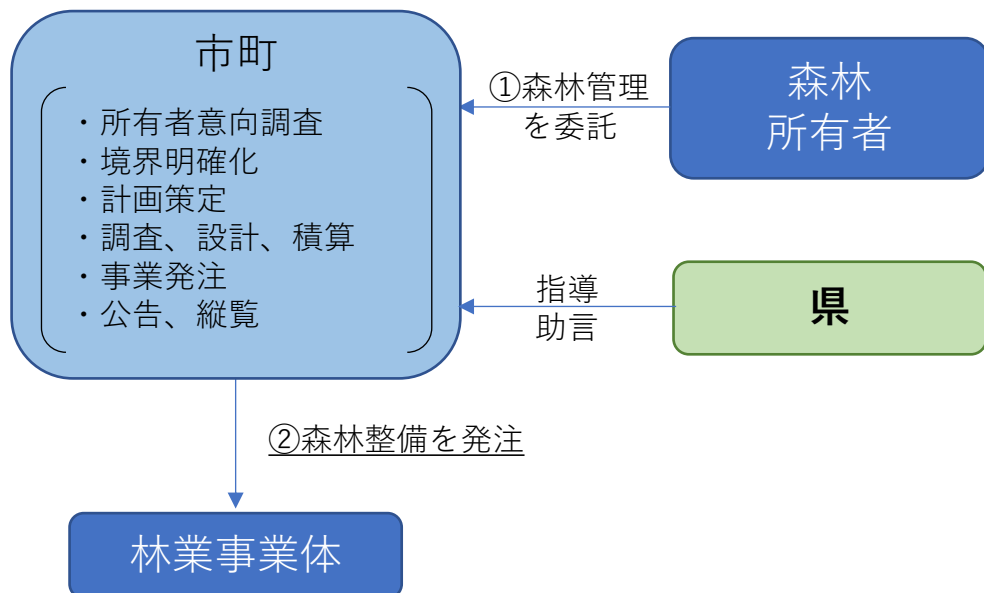
- ・市町から、森林整備事業の実施に係る調査・計画・設計積算・発注等を受託
- ・ひょうご農林機構の知識・経験を活用

## 3 新たな森林管理スキームへの移行

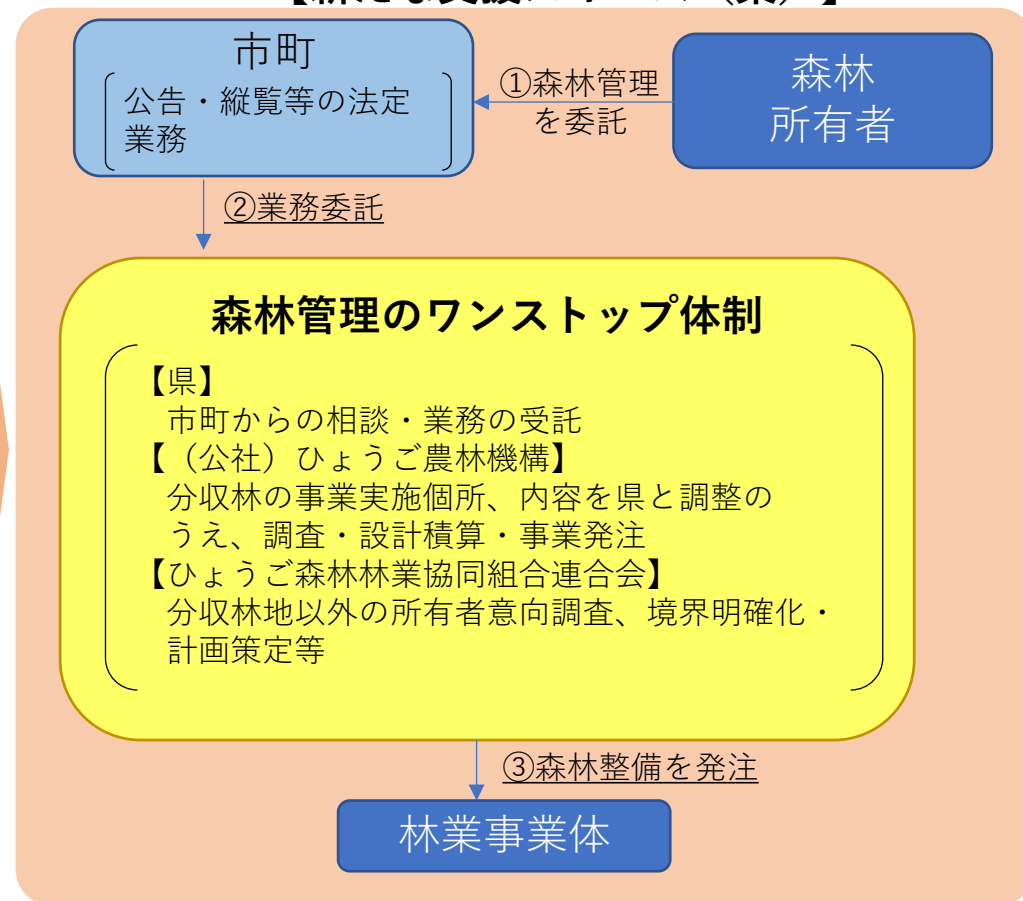
## (3) 【支援施策②】新たな管理主体への円滑な移行

## 森林経営管理制度に対する県支援を強化

## 【森林経営管理制度スキーム】



## 【新たな支援スキーム（案）】



## &lt; 県が市町からの窓口となる森林管理のワンストップ体制を構築 &gt;

- ・ 県が主体的に関与し、市町の森林経営管理制度の業務を支援する体制を構築
- ・ 体制構築にあたっては、分収林事業や「災害に強い森づくり事業」など多くの森林を管理・整備してきた農林機構の知識・経験や、森林環境譲与税を活用した森林整備に係る市町へのサポートを行っているひょうご森林林業協同組合連合会のノウハウを活用



### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (4) その他取り組むべき課題

#### 提言 3-1 森林管理・森林整備を担う人材の育成が必要

##### < 施策の方向性 > 既存施策のさらなる活用と中長期的なビジョンによる人材育成の検討

既存施策を活用し、森林管理や森林整備の担い手の育成を図るとともに、次期「ひょうご農林水産ビジョン」（R8年3月策定予定）策定作業の中で人材育成の中長期的な戦略を検討

##### ● 既存施策の活用例

事業名	内容	活用例
森と木を活かす行政能力向上セミナー	森林大学校による、林野庁、県、ひょうご森づくりセンター、先進自治体等が講師となった、森林林業関係の各種研修	市町OBや森林ボランティアの参画を促し、市町職員をサポートする人材を養成する。
雇用管理研修、林業災害防止研修	営林労働緑化基金による、経営者、役員等を対象とした研修	魅力ある事業体を育成し、労働力の確保を図る。
リモートセンシング技術養成研修、路網作設スキルアップ研修など	森林大学校による林業技術者を対象とした技術向上研修（作業道開設技術、架線技術等）	林業技術者の技術レベルアップを通じ、業務の効率化を図る。
森林ボランティア講座	広葉樹除間伐、人工林間伐、木工クラフト等の研修 ※チェーンソー等の動力機は使用せず	ボランティアの裾野を広げるとともに、簡易作業の担い手育成を図る。

### 3 新たな森林管理スキームへの移行

#### (4) その他取り組むべき課題

#### 提言3-2 県民の理解醸成を進める必要

<施策の方向性> 森林への県民理解を深めるための積極的な啓発活動や教育機関との連携

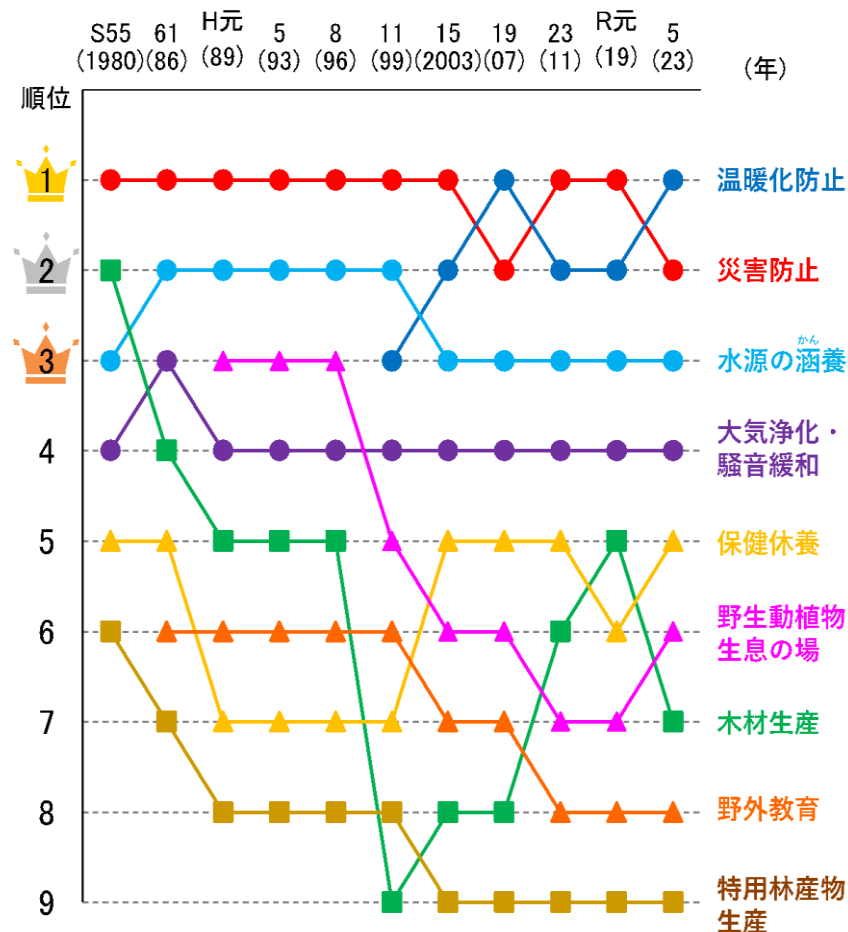
##### ① 啓発イベントの場を活用した啓発

- ・ 森林との関わりが希薄な都市住民へ啓発に取り組む。  
(例 ひょうご里山フェスタ、ひょうご木材フェア等の県民向けイベントでの啓発)
- ・ 県立公園等において、一般県民の啓発に取り組む。
- ・ 積極的に他分野のイベント等へ参加し、関心のない人に振り向いていただく取り組みを行う。

##### ② 教育機関との連携

- ・ 小学校の環境体験学習等において、森林ボランティア団体とのマッチングや学習計画の作成支援等を行う。
- ・ 大学等の教育機関と連携し、学生の意識を高めるとともに将来的な森林管理・整備活動への参画を促す。  
(例 大学等における出前講座の実施)

##### ■ 国民が期待する森林の働き



出展：内閣府「森林と生活に関する世論調査」等

## 4 まとめ(分収林地を含む森林管理の今後のあり方に対する意見)

16

## ＜森林整備手法の確立＞

- ・ ゾーニングにより整備箇所を絞った**集中的な森林整備が必要**である。
- ・ 水土保持機能のみならず、民家裏等では里山林機能、奥地林ではCO2固定機能など**状況に合わせ他の機能も重視すべき**。
- ・ 気候や地形、土壌、周辺の植生等現地の**環境に合わせて整備方法を検討すべき**。
- ・ 森林整備後も**定期的にモニタリング・検証**を行い、**森林整備手法を見直す**べき。
- ・ **モニタリング**は大学等研究機関や(公社)ひょうご農林機構など**森林整備について知見のある者や現地をよく知る者が**を行う体制が望ましい。

## ＜森林管理手法の確立＞

- ・ ワンストップ体制により、人員やノウハウの支援は一定達成されるが、引続き市町等の関係者と協議を進め、**それぞれの役割分担をより明確にする必要がある**。
- ・ 独自のスキームで森林管理を進めている市町もあり、**市町との協議は丁寧に進める必要がある**。
- ・ **森林所有者には、森林の状況や施業方法をカルテ化して示すなど、丁寧に説明すべき**。
- ・ 森林施業・管理の担い手不足が深刻であり、人材の確保・育成に向けたビジョンを作り、**担い手の幅広な活用・育成を検討すべき**。

## ＜森林・林業の未来に向けて—多様で健全な森林を次代につなぐ—＞

- ・ 分収造林事業のスキームの破綻は、林業で収益を上げることができなくなったことが根本の原因である。そのため、**原木生産の低コスト化に向けた林業基盤の整備や木材需要の創出・拡大等に向けた検討が必要**である。
- ・ 今後は**全ての県民に恵みをもたらす、公益的機能を高めることを目的とした森林管理を進めていくべき**である。**都市部に住まう多くの方々も森林のもたらす恵みを必要**としている。
- ・ 森林の木材生産機能と公益的機能が両立している将来の森林・林業の姿を展望し、未来志向の戦略のもと、**オール兵庫による新たな森林管理スキームを推進**してもらいたい。



# 「分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会」委員・スケジュール

## (1) 委員 (50音順)

氏名	役職	専門分野等
大橋 瑞江	兵庫県立大学環境人間学部教授	森林審議会委員 森林生態学
金澤 洋一	神戸大学名誉教授	森林審議会委員 森林科学
上月 安重郎	兵庫県林業協会会長	森林審議会委員 大規模森林所有者
寺元 久史	宍粟市産業部次長兼森林環境課長	人工林面積県内最大の林業振興施策先進市長年林政に携わり現場や施策に精通
長谷川 尚史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授	分収造林事業のあり方検討委員会委員 森林利用学

## (2) スケジュール

日程	検討
(第1回) 7月 2日	論点①「公益的機能を維持するための森林整備手法」及び論点②「新たな管理主体への円滑な方法」の現状と課題の説明
(第2回) 8月16日	論点①、論点②の具体的対応(案)の明示
(第3回) 9月11日	中間とりまとめ(案)提示
(第4回) 12月26日	最終報告書(案)提示
公表 2月	最終報告書公表



兵庫県